

## 中野区蓄電システム設置補助金 Q&A

### 1. 申請について

Q1：郵送での申請はできますか。

A：できません。先着順で申請を受け付けるため、窓口のみで受け付けております。

郵送で提出された場合は、すべての書類を着払いにて返却させていただくこととなります。

また、申請は全て**事前予約制**となります。事前の日程調整をお願いいたします。

Q2：申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか。

A：できません。いったん、すべての書類をお返しします。書類がすべて揃った段階での申請をお願いいたします。

Q3：申請書類はパソコンで作成してもいいですか。

A：規定の様式を改変することなく作成いただければ結構です。なお、自署・押印の箇所があるのでご注意ください。

Q4：設置後いつまでに申請すればいいですか。

A：申請可能期間を定めていますので、その期間内に申請してください。また、予算上限に達し次第受付終了となりますので設置完了後、早めの申請をお勧めします。

例：蓄電システム設置日が令和3年4月1日の場合は、令和4年2月28日まで申請可能。

Q6：予算上限にはいつ頃に達しそうですか。

A：令和3年度が初年度であるため、目安が告示できない状況です。予算状況は随時HPで公表いたします。

Q9：蓄電システム以外の省エネルギー機器・再エネルギー機器の補助はありますか。

A：ありません。中野区では令和3年度予算において現在のところ、太陽光発電設備に連携する蓄電システムのみです。

Q10：国や都の補助金と併用できますか。

A：国や都が禁止していなければ併用可能です。国や都の補助金については直接国や都にお問い合わせください。

Q11：親族や団体の会計担当など申請者以外の口座に振り込んでもらうことはできますか。

A：委任状を提出していただければ可能です。委任状の様式は交付決定時にお送りいたします。

申請者（支払者）の死亡等の場合はご相談ください。

Q12：管理組合や地域団体の場合、誰の名で申請すればよいですか。

A：代表者名で申請してください。例：〇〇管理組合法人 理事長 △△ △△

Q13：地域団体の代表者が所有する会館は対象となりますか。

A：なりません。地域団体の構成員個人の所有ではなく、地域団体が当該会館を所有していることが要件となります。

Q14：対象となる集合住宅の管理組合等は、法人格を取得する必要はありますか。

A：必要ありません。法人格を取得していなくとも、対象となります。

## 2. 補助対象者について

Q1：事業所やマンションの管理会社は補助の対象になりますか。

A：なりません。ただし、個人事業主などで、申請者が蓄電システムを設置した住宅に居住し、そこで事業を営んでいる場合は、区民として対象となります。

Q2：事業者が販売する建売・分譲住宅において設置する蓄電システムに、当補助金を利用することはできますか。

A：できません。事業者への補助は行いません。建売・分譲住宅など住宅販売事業者が設置した蓄電システム付き住宅を購入した者が申請する場合は対象となります。

Q3：中野区内にマンション・アパートを所有し、貸していますが、その建物に居住していません。貸している建物に蓄電システムを設置した場合、補助対象になりますか。

A：なりません。ご自身が貸している建物の一部にご自身が居住し、ご自身の世帯で利用する蓄電システムを設置した場合は対象となります。家賃収入を得る目的である投資物件に設置したものは対象外です。

Q4：中野区内に住宅を複数所有しています。全住宅に蓄電システムを設置した場合、全住宅分補助対象になりますか。

A：なりません。住民登録をし、居住している住宅のみが補助対象です。

Q5：中野区に居住していますが、住民登録をしていない場合は申請ができますか。

A：できません。住民登録されていることが必要です。

Q6：申請者と蓄電システム設置に係る費用の支払者が異なる場合は、補助対象になりますか。

A：なりません。申請者と支払者が一致している必要があります。なお、支払者の死亡等の場合はご相談ください。

Q7：賃貸で集合住宅に居住しています。集合住宅の所有者が設置している太陽光発電システムと連携する蓄電システムを自宅に設置します。補助対象になりますか。

A：なります。ただし、集合住宅所有者の同意が必要です。

Q8：自己所有で集合住宅に居住しています。集合住宅の管理組合が設置している太陽光発電システムと連携する蓄電システムを自宅に設置します。補助対象になりますか。

A：なります。ただし、管理組合の同意が必要です。

### 3. 補助対象設備について

Q1：一般社団法人環境共創イニシアチブの登録の有無を確認するには、どうすればよいですか。

A：当該法人のホームページ当該法人のホームページから「蓄電システム登録製品一覧」をご確認ください。



Q2：令和3年4月1日時点では一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていた機器を設置しましたが、設置日・申請日の時点では登録が抹消されていました。補助対象にはなりますか。

A：なります。令和3年4月1日以降に登録されていた機器であれば設置日・申請日の時点で登録が抹消されていたとしても補助対象です。

Q3：蓄電池の容量は、蓄電容量と実効容量のどちらの値ですか。

A：蓄電容量の値とします。

Q4：蓄電容量について、一般社団法人環境共創イニシアチブの登録機器一覧に記載の値と、メーカーが示す値が異なりますが、どちらの値ですか。

A：メーカーが示す値とします。

Q5：補助対象設備である蓄電システムと連携する太陽光発電設備の要件はありますか。

A：ありません。

Q6：令和2年度中に設置したものは補助対象になりますか。

A：なりません。令和3年4月1日以降に設置した場合のみ補助対象です。

Q7：令和4年度2月～3月設置分は、補助対象になりますか。

A：なります。ただし、令和4年度の当該補助事業についての予算が成立することを前提として、令和4年度の補助対象となります。

Q8：蓄電システムに係る設置工事と同時に行う他の工事において、共通する工事費（共通仮設費など）は対象となりますか。

A：蓄電システム設置工事のみにかかる経費を補助対象とします。したがって、その他の工事費のうち補助対象経費分として切り分けのできない経費（共通仮設費など）は、補助対象外となります。

Q9：太陽光発電システムと連携するためにかけた経費は対象となりますか。

A：なります。当補助制度は、蓄電システムと太陽光発電設備とを連携することが条件ですので、対象となります。

Q10：蓄電システムがリース品である場合は対象となりますか。

A：なりません。

Q11：消費税は対象経費に含まれますか。

A：含みます。

Q12：蓄電システムが設置されている建売住宅を購入したが、保証書に日付と宛名がない場合はどうすればいいですか。

A：住宅販売業者、製造メーカーに問い合わせるなど、記入した保証書を提出してください。当補助金交付申請書の設置日には、住宅の引渡日を記入してください。ただし、保証期間は、管理期間である6年間以上残存している必要があります。空欄の場合は受付できません。

Q13：国や東京都の補助金のように、「蓄電システム機器費が蓄電容量1kwh 当たり●●円以下であること」という補助要件はありますか。

A：ありません。

Q14：東京都の住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業により、事業者所有の太陽光発電設備を設置しました。蓄電システムを連携させて設置した場合、当補助の対象になりますか。

A：東京都の住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業の「リース」、「電力販売」の形式で設置した太陽光発電設備と連携する蓄電システムの場合は、太陽光発電設備所有者である事業者の同意のもと、補助対象です。災害などの非常時のみ太陽光発電電力を使用できる「屋根借り」の形式の場合は蓄電システムと連携することが前提にないので、補助対象になりません。

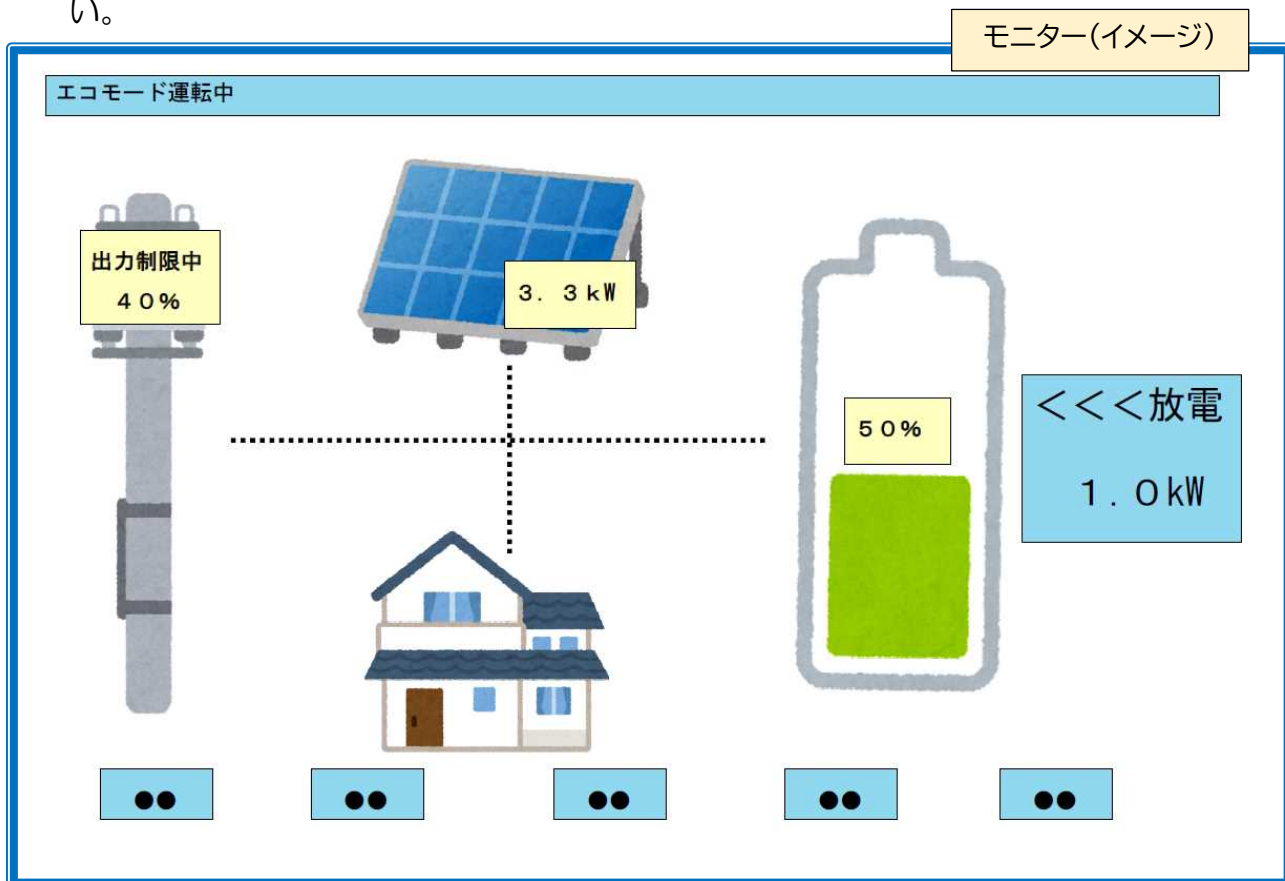
Q15：蓄電システムと太陽光発電設備を連携させていますが、太陽光発電設備で発電した電気は全て電力会社に売電しており、蓄電システムには災害時のみ蓄電する予定です。補助対象になりますか。

A：なりません。普段から太陽光発電設備で発電した電気を、蓄電システムに蓄電していることが補助条件です。

## 4. 申請書類について

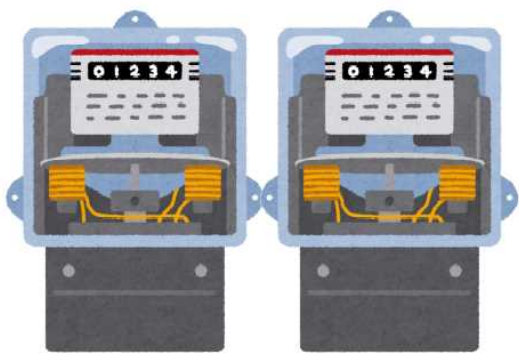
Q1：蓄電システムのモニターパネルの写真とはどのような状況のものを提出すればいいですか。

A：下記の図のような蓄電システムに充電されていることがわかる写真を提出してください。



Q2：太陽光発電設備の発電状況が分かるモニターパネルが用意できません。電力量計の写真を提出しようと思いますが、売電・買電の両方が写っている写真とはどのような写真でしょうか。

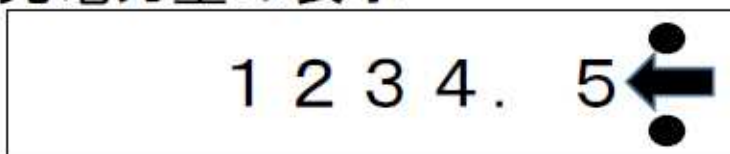
A：下記の図のような売電用電力量計・買電用電力量計が並んでいる写真を提出してください。



Q3：太陽光発電設備の発電状況が分かるモニターパネルが用意できません。電力量計の写真を出しようと思いますが、スマートメーターのため売電・買電が一つの電力計になっています。両方の状態が写ってる写真とはどのようなものでしょうか。

A：売電を行っている電路に設置されたスマートメーターのディスプレイには、売電量と買電量の2つの数値が数秒ごとに表示されます。売電力は「←」がついた値で表示されます。売電量が表示されたタイミングと買電量が表示されたタイミングの両方で写真を撮影してください。

### 売電力量の表示



「←」あり

### 買電力量の表示



「←」なし

Q3：領収書の見本を教えてください。

A：以下のとおりです。

販売事業者からもらった領収書について下記の事項を確認してください。

【確認事項】

- ①宛名は申請者のフルネームであるか。
- ②蓄電システム設備購入費と設置工事費の内訳は明確に記載されているか。  
※明確に記載されていない場合は、販売業者が作成した「領収書内訳証明書」(原本)を提出してください。
- ③収入印紙に社印・代表者印・担当社印が押印されているか。(印がない場合はボールペンの署名でも可) …印1
- ④代表者名又は会社名の箇所に代表社印(会社名・役職名が入った印)又は社印が押印されているか。 …印2  
※代表取締役の氏名が記載されていなくても有効です。

| 領 収 書  |                   |                         |
|--|-------------------|-------------------------|
| 中野 太郎  | 御中                | No.1111                 |
|  |                   | 発行日 令和3年6月20日           |
| <b>金額 ¥1,210,000 - (税込)</b>                                    |                   |                         |
| 但 蓄電システム880,000円、設置工事費330,000円としてクレジットカード利用にて<br>上記正に領収いたしました。 |                   | クレジットカード利用の場合は明記してください。 |
| 内 訳  | 蓄電システム ¥800,000 - | 〇〇株式会社                  |
|  | 設置工事費 ¥300,000 -  | 代表取締役 丸山 若              |
| 税抜金額   | ¥1,100,000 -      | 〒164-8501               |
| 消費税等   | ¥110,000 -        | 東京都中野区中野4-8-1           |
| 印 収  | 印1                | TEL : 03-3228-6584      |
| 紙 入  |                   | FAX : 03-3228-5673      |
| クレジットカードの場合は収入印紙はいりません。  |                   | 印2                      |